

農地法第3条申請（農地の売買、贈与、賃借等）について

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみみたい方
まずは、農業委員会へご相談下さい。

農地の売買、贈与、賃借などを行う際には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要
です。この許可を受けない行為については無効となりますので、ご注意下さい。

なお、農地の売買、賃借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは
農業委員会にお問い合わせ下さい。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作
すること（全部効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- ・ 申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されること
などの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※ 農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます。（解除条件
契約などの要件はあります）

※ 申請農地が耕作放棄地の場合は、農地に戻してから申請になります。

※ 申請締切日、総会開催日は農業委員会ホームページで確認できます。

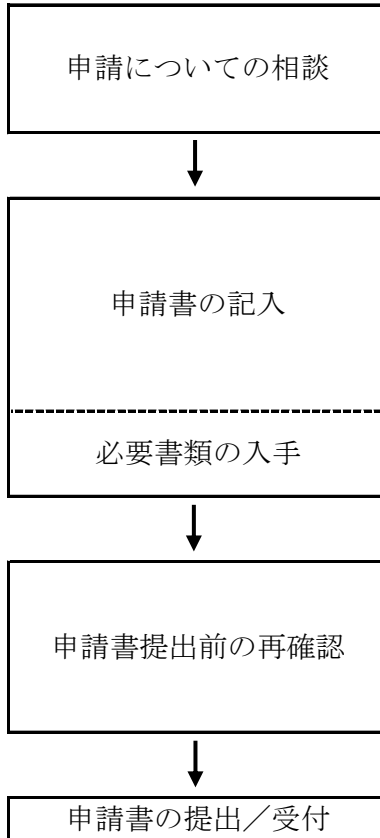
※ 農地法改正により、**令和5年4月1日から下限面積要件は撤廃**されました。

○ 農地法第3条許可申請の流れ

申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を4週間程度として、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

【申請書の方の流れ】



農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いします。

西条市役所本館3階 TEL：0897-52-1262（農業委員会直通）

○申請内容に応じて申請書（農業委員会事務局もしくは農業委員会ホームページにあります。）を記入いただきます。

○農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます（解除条件付契約書などの要件はあります。）

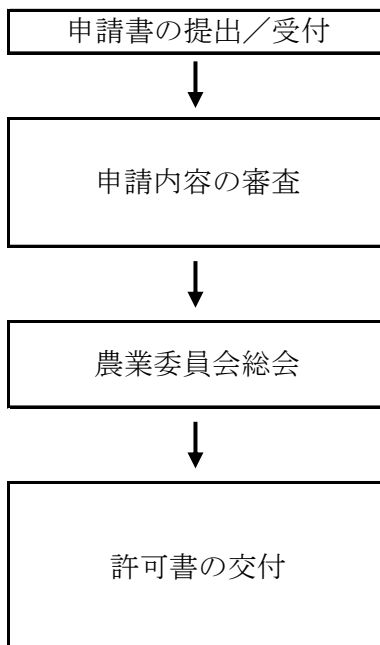
○農地法第3条申請整備表をご参照ください。なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

○記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。

申請前にもう一度、必要書類等をご確認ください。

○ご足労ですが農業委員会事務局までお越しく下さい。

【農業委員会等の流れ】



○申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。また、現地調査を行います。

○農業委員会総会で許可・不許可等の農業委員会の意思決定を行います。（毎月5日頃開催いたします。）

○総会で可決後、許可書を交付（本庁は翌日午後から西部支所は翌々日）しますので、ご足労ですが、申請書に押印された印鑑（行政書士の代理申請の場合は行政書士の職印）を持参の上、農業委員会事務局までお越しく下さい。